

# 令和8年第3回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日時 令和8年3月23日（月）午後1時30分
- 2 場所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2・3
- 3 委員 農業委員 19名  
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 17名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
		5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 2名

4番委員	春日部 一視	17番委員	手代木 久司		

欠席した農地利用最適化推進委員 0名


- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘		
主事	三崎 由香里				

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	兼子 唯杜				
----	-------	--	--	--	--

議長（会長）	<p>只今より、会津若松市農業委員会令和8年第3回総会を開会いたします。本日、出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、本日の会議日程について申し上げます。</p> <p>日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。</p>
議長（会長）	<p>次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。</p> <p>農業委員11番、渡部 一夫 委員、同じく12番、折笠 康裕 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>（※議員参与の制限により退席1名） 農業委員12番 折笠 康裕 委員</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の2ページをお開きください。</p> <p>議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）  (農業委員13番) 佐野 和枝 委員	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>まず、南四合・町北班担当委員より1番から5番について報告願います。</p> <p>農業委員13番、佐野より、議案第11号の1番から5番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番から5番の案件は 農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>現地調査は、3月17日午前9時30分から、南四合・町北班委員3名が農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、旧市・一箕・東山班担当委員より6番について報告願います。</p>
(推進委員12番) 本田 武史 委員	<p>農業委員12番、本田より、議案第11号の6番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員 7 番） 庄司 遼 委員</p>	<p>6 番の案件は 農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 15 日正午から、旧市・一箕・東山班委員 2 名が、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>次に、門田班担当委員より 7 番と 8 番について報告願います。</p> <p>農業委員 7 番、庄司より、議案第 11 号の 7 番と 8 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>7 番の案件は、農業者への使用貸借による権利の設定について、8 番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 14 日午前 9 時から、門田班委員 4 名が、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員 2 番） 大竹 吉弘 委員</p>	<p>次に、大戸班担当委員より 9 番と 10 番について報告願います。</p> <p>農業委員 2 番、大竹より、議案第 11 号の 9 番と 10 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>9 番と 10 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 15 日午前 8 時 30 分から、大戸班委員 2 名が農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員 5 番） 荒井 重隆 委員</p>	<p>次に、荒井班担当委員より 11 番から 13 番について報告願います。</p> <p>農業委員 5 番、荒井より、議案第 11 号の 11 番から 13 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>11 番から 13 番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 16 日午後 2 時から、荒井班委員 3 名が農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（推進委員 4 番） 長谷川 幸栄 委員</p>	<p>次に、川南班担当委員より 14 番から 18 番について報告願います。</p> <p>推進委員 4 番、長谷川より、議案第 11 号の 14 番から 18 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>14 番から 17 番の案件は、農業者への賃借権の設定について、18 番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理が可能と認められる者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 16 日午後 2 時から、川南班委員 3 名が、農地法</p>

<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員 15 番） 星 俊典 委員</p>	<p>第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>次に、館ノ内班担当委員より 19 番と 20 番について報告願います。</p> <p>農業委員 15 番、星より、議案第 11 号の 19 番と 20 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>19 番と 20 番の案件は、農業を営む法人への賃借権の設定について欄外のごめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 16 日午後 2 時から、館ノ内班委員 2 名が農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員</p>	<p>次に、八田班担当委員より 21 番と 22 番について報告願います。</p> <p>推進委員 1 番、梶内より、議案第 11 号の 21 番から 22 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>21 番と 22 番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 16 日午前 10 時から、八田班委員 3 名が、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員 8 番） 二瓶 正貴 委員</p>	<p>次に、日橋班担当委員より 23 番から 26 番について報告願います。</p> <p>農業委員 8 番、二瓶より、議案第 11 号の 23 番から 26 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>23 番と 24 番の案件は、農業を営む法人への賃借権の設定について欄外のごめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。25 番と 26 番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。</p> <p>なお、25 番の案件につきましては農地の所在が一箕地域を含んでおりますが、より対象面積の大きい日橋班から報告するものです。</p> <p>現地調査は、3 月 16 日午前 9 時から、日橋班委員 3 名、また、3 月 15 日午後 1 時から旧市・一箕・東山班委員 2 名が農地法第 3 条第 2 項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（農業委員 1 番） 長谷川 泰道 委員</p>	<p>最後に、堂島班担当委員より 27 番について報告願います。</p> <p>農業委員 1 番、長谷川より、議案第 11 号の 27 番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>27 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、3 月 17 日午前 9 時から、堂島班委員 3 名が、農地法</p>

	<p>第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 （なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。 （退席した委員が入室）</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の44ページをお開きください。 議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決をを求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、本件については、日橋班担当委員と農地部との合同調査となっておりますので、農地部長から調査報告を求めます。</p>
（農地部長） 折笠 康裕 委員	<p>農地部より、議案12号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、駐車場等の整備を計画するものです。 農地区分は、第2種農地のその他に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、3月18日、午前9時25分から、農地部3名、日橋班委員2名、事務局2名の計7名で、実施した経過にあり、都市計画法・農振法は手続き不要、土地改良区は協議済みで、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 （なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）</p>

議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第13号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。</p> <p>(※議員参与の制限により退席6名)</p> <p>農業委員 4番 春日部 一視 委員  農地委員 16番 大島 光信 委員  農地委員 18番 佐々木 隆夫 委員  農地利用最適化推進委員 1番 梶内 徳仁 委員  農地利用最適化推進委員 3番 渡部 義勝 委員  農地利用最適化推進委員 9番 平塚 与八 委員</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の46ページをお開きください。</p> <p>議案第13号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものと規定されており、令和8年3月4日付け、7農政第1720号にて会津若松市長より意見を求められております。詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>次に、農政部の詳細説明を求めます。</p>
農政部農政課	<p>農政課の兼子と申します。日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第13号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>3月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が19件となり、再設定が23件となり、対象となる地域計画のエリアは9地区です。</p> <p>審議に入る前に、今回の差し替えの文書について説明いたします。先日、農地所有者の方より、今回の契約に2筆農地を追加したい旨の連絡があり、すでに農地中間管理機構への申込の期限を過ぎていたことから、申込済みの契約と追加分の契約をまとめ、来月以降に手続きを進めることといたしました。それに伴い、借受する分の内容を削除したものが差し替えの文書となります。</p> <p>47ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。</p> <p>エリアの内訳につきましては、日橋地区、堂島地区、館ノ内地区、荒井地区、川南地区、高野地区、神指地区、町北地区、湊地区になります。</p> <p>続きまして、52ページをご覧ください。農地中間管理権の再設定となります。エリアの内訳につきましては、高野地区、堂島地区になります。</p> <p>高野地区につきましては、農地中間管理事業の活用を伴う基盤整備に取り組んでいる地域の案件であり、整備工事完了に伴う換地処分のため、農地中間管理権の再設定を行ったものです。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>事務局及び農政部の説明が終わりました。</p>

議長（会長）	<p>それでは、南四合・町北、湊、高野、神指、荒井、川南、館ノ内、八田、日橋、堂島の各班において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。 （なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第13号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第13号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。 （退席した委員が入室）</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第14号、現況確認証明についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>議案書の57ページをお開きください。 議案第14号、現況確認証明についてであります。 この案件は、議案書記載の農地に係る経過や現況等を踏まえ、非農地であることを証明しようとするものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部と大戸班との合同調査となっておりますので、農地部長から調査報告を求めます。</p>
(農地部長) 折笠 康裕 委員	<p>農地部より、議案14号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、平成18年頃から、たび重なるイノシシの被害により、耕作の継続を断念し山林化した農地の地目変更登記を行うため、今般の申請に至った経過にあります。現地調査につきましては、3月18日、午前10時20分から、農地部3名、大戸班委員2名、事務局2名の計7名で、実施した経過にあり、申請対象農地の非農地化が確認されたところであります。報告は、以上であります。</p>
議長（会長）	<p>農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第14号、現況確認証明については、非農地と証明することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p>

議長（会長）	<p>よって、議案第14号、現況確認証明については、原案のとおり決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に報告に移ります。  報告第10号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、  報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、  報告第12号、各種証明に係る交付事務について、  報告第13号、農地転用に関する工事完了報告については、一括して事務局から報告願います。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の59ページをお開きください。  報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。  これらの9案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。  次に、総会資料の61ページをお開きください。  報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理についてであります。  届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。  なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。  次に、総会資料の64ページをお開きください。  報告第12号 各種証明に係る交付事務についてであります。  詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。  この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、申請者に証明書を交付したものです。  以上、報告第10号から第12号については、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものです。  次に、総会資料の65ページをお開きください。  報告第13号 農地転用に関する工事進捗状況報告についてであります。  詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第4条第7項及び第5条第3項の規定により提出された農地転用に係る工事進捗状況報告書を受理したことから、報告するものです。報告は以上です。</p>
議長（会長）	<p>報告第10号から第13号については、報告のとおりご了承願います。  以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。  （午後1時58分閉会を宣言する）</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和8年3月27日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員11番 渡 部 一 夫

農業委員12番 折 笠 康 裕